

日高市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校給食の提供及び学校給食費の徴収に関する約款の改正について（報告）

1 改正の趣旨

令和 7 年 4 月 1 日から学校給食費の無償化を実施することに併せ、下記規則の整備を行った。

これまで、給食の実施や給食費の取扱いについては、「学校給食申込書」に係る「日高市立小中学校における学校給食の提供に関する約款」により取り決めていたが、規則の整備に伴い、基本的事項を規則、実務的な取扱いや例外規定を約款に規定することとしたため、所要の改正を行う。

日高市学校給食の実施に関する規則（令和 7 年 3 月 14 日新規制定）	基本的事項
日高市学校給食費の徴収に関する規則（令和 7 年 3 月 27 日新規制定）	
日高市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校給食の提供及び学校給食費の徴収に関する約款（今回改正）	実務的事項 例外的事項

※児童生徒の給食費については、保護者負担（徴収規則第 6 条）としているが、例外規定を設け、徴収しないとしている（徴収規則第 7 条）。

2 主な改正点

ア 申込書の提出先等

- ・「学校長」から「市長」に変更（給食実施主体は「学校設置者＝市」であり、その代表者たる市長に給食の提供を申し込む）

イ 食物アレルギー等による給食中止

- ・給食申込書を提出したうえで、食物アレルギー等による中止、弁当持参の申請により中止・代替弁当の持参を認める（学校長を経由）
- ・食物アレルギー以外の理由の場合は、学校が保護者と協議し、学校長の意見を付した弁当等持参申請書を提出
- ・給食中止・弁当持参の許可、不許可決定権者を、学校長から市長に変更

ウ 義務教育学校の教職員等の給食費の区分

- ・前期課程、後期課程に所属が区分できない教職員…中学校給食費（R8 年度から）
※前期課程所属教職員は小学校給食費、後期課程所属教職員は中学校給食費（変更なし）

エ 不規則喫食の教職員等の日割給食費の取扱い

- ・月に 5 日以上欠食など、基準を明確化
- ・例外として、月の給食提供回数が極端に少ない月は、基準を 1 日緩和

オ 牛乳代替飲料の取扱い

- ・牛乳のみ未喫食、牛乳のみ喫食の場合の給食費の調整は行わない
- ・牛乳代替飲料としては、給食としての緑茶の提供を原則とする